◆講義⑤〔図書館における障害者サービス〕への質問◆

質問１　（講義要綱 P.83）８図書館の障害者サービスの役割
（１）著作権法第 37 条第 3 項で図書館ができること
　①　様々な障害者サービス用資料を自由に製作できる
についての質問です。
大活字本の製作を行いたいと考えています。上記①の解釈として、市販本の拡大コピーによる大活字本の作成が障害者サービスの目的であれば、著作権上問題ないと考えてよいのでしょうか。

回答　ご質問をいただき、ありがとうございます。
　その利用者が、市販の本はそのままでは利用できないが、拡大コピーすれば読めるということであれば製作は可能です。
ただし、そのような人には拡大本を作成するのではなく、拡大読書器で閲覧することができるのではないでしょうか。
拡大本を作成することで、時間と経費がかかりますので十分な検討が必要です。
（法律的には、貸出用に拡大コピー版を作成することは可能です。）
　なお、個人差もありますが、市販の大活字本は、明朝体ではなくゴシック体を使う本が多く、その方が見やすいとされています。明朝体の文字を拡大すると横の線等が見にくいようです。